

平成 27 年 5 月 21 日

各 位

上場会社名 株式会社エイチアンドエフ
 代表者 代表取締役社長 宗田 世一
 (コード番号 6163)
 問合せ先責任者 取締役 総務・企画部長 伊藤 敏之
 (TEL 0776-73-1260)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 51 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 27 条第 2 項及び定款第 34 条第 2 項の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 27 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 26 条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同第 423 条第 1 項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、 <u>社外取締役との間で</u> 、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任に関し法令で定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第 1 条～第 26 条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同第 423 条第 1 項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間で、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任に関し法令で定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第 28 条～第 33 条 (条文省略)	第 28 条～第 33 条 (現行どおり)

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第35条～第38条 （条文省略）</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第35条～第38条 （現行どおり）</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月24日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成27年6月24日（水曜日）

以 上